

条例の改正

可決!**沖縄県町村土地開発公社定款の変更について**

地方自治法の一部を改正する法律、土地開発公社経理基準要綱の改正及び郵政民営化に伴い、当該定款を変更するには、議会の議決を必要とする。

西原町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

地方自治法の改正により、第100条第12項に議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設されたことにより、現行の第100条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げられたこと。

また、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離し、第203条が203条の2に繰り下げられ、議員の「報酬」を「議員報酬」と規定されたため、西原町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の規定を改正する必要がある。

西原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

今年度より沖縄県市町村職員共済組合の新規福祉事業である「公務員賠償責任保険」が開始したが、その保険料については加入者の給与からの控除となるため条例改正が必要である。これが、この議案を提案する理由である。

西原町心身障害児生徒適正就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

学校教育法の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）が施行されたのに伴う特殊教育関係の名称の改正及び社会のノーマライゼーションの進展に伴い、障がい児の人権を考えると、誤解を招く用語については改正する必要がある。

西原町観光振興地域における課税免除に関する条例の制定について

沖縄振興特別措置法第6条第7項の規定により、本町字東崎が観光振興地域として平成20年3月18日付で指定されたことに基づき、固定資産税の課税免除を行うことにより、観光の振興と雇用の拡大に寄与する目的で、条例を制定する必要がある。

西原町産業高度化地域における課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

1. 沖縄振興特別措置法で規定されている対象業種の一部が、本条例で漏れており、追加する必要があるため。
2. 沖縄振興特別措置法は時限立法であり、期間の終期を明記する必要があるため。

西原町情報通信産業振興地域における課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

沖縄振興特別措置法は時限立法であり、期間の終期を明記する必要があるため。

発 議**◎西原町議会会議規則の一部を改正する規則について**

先の地方自治法の改正で、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため、会議規則に規定するものである。

◎西原町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議会運営委員会の定数を7人から6人に改正